

四日市市告示第340号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

令和2年5月21日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

三菱瓦斯化学株式会社四日市工場敷地における地下水汚染について

2 発表内容

令和2年5月20日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、三菱瓦斯化学株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 代表取締役社長 藤井政志）から同社四日市工場敷地（四日市市日永東二丁目4番16号）において、ふっ素及びその化合物による地下水汚染が発見された旨の届出がありました。

届出によると、同社は、構内で新棟の建設工事を行うにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項の規定に基づき地歴調査を行い、工場敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に、工事予定地（1,509㎡）において、自主的に土壌及び地下水調査を実施しました。調査の結果、工事予定地内の井戸で、ふっ素及びその化合物が地下水基準を超過しました。（基準超過地点は別紙参照）

工事予定地では、ふっ素及びその化合物の使用等の履歴はないことから、汚染原因については不明です。

なお、地下水推定流向下流側の工場敷地境界付近の観測井戸で、ふっ素及びその化合物の地下水調査を実施したところ、地下水基準を超過しました。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

地下水調査結果

調査地点	物質名	検出濃度 (地下水基準の倍数)	地下水基準
工事予定地内	ふっ素及びその化合物	0.94mg/L (1.175倍)	0.8mg/L
工場敷地境界付近		0.96mg/L (1.2倍)	

※ 同時に実施した土壌調査については、基準に適合していました。

3 対応方針

- (1) 5月22日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 地下水推定流向下流側の敷地境界付近での地下水モニタリングを指示しました。

(環境部環境保全課)

三菱瓦斯化学株式会社 四日市工場（付近図）



三菱瓦斯化学株式会社 四日市工場 全体図

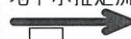


対象物質：ふっ素
地下水：0.94 mg/l
(基準値：0.8 mg/l)

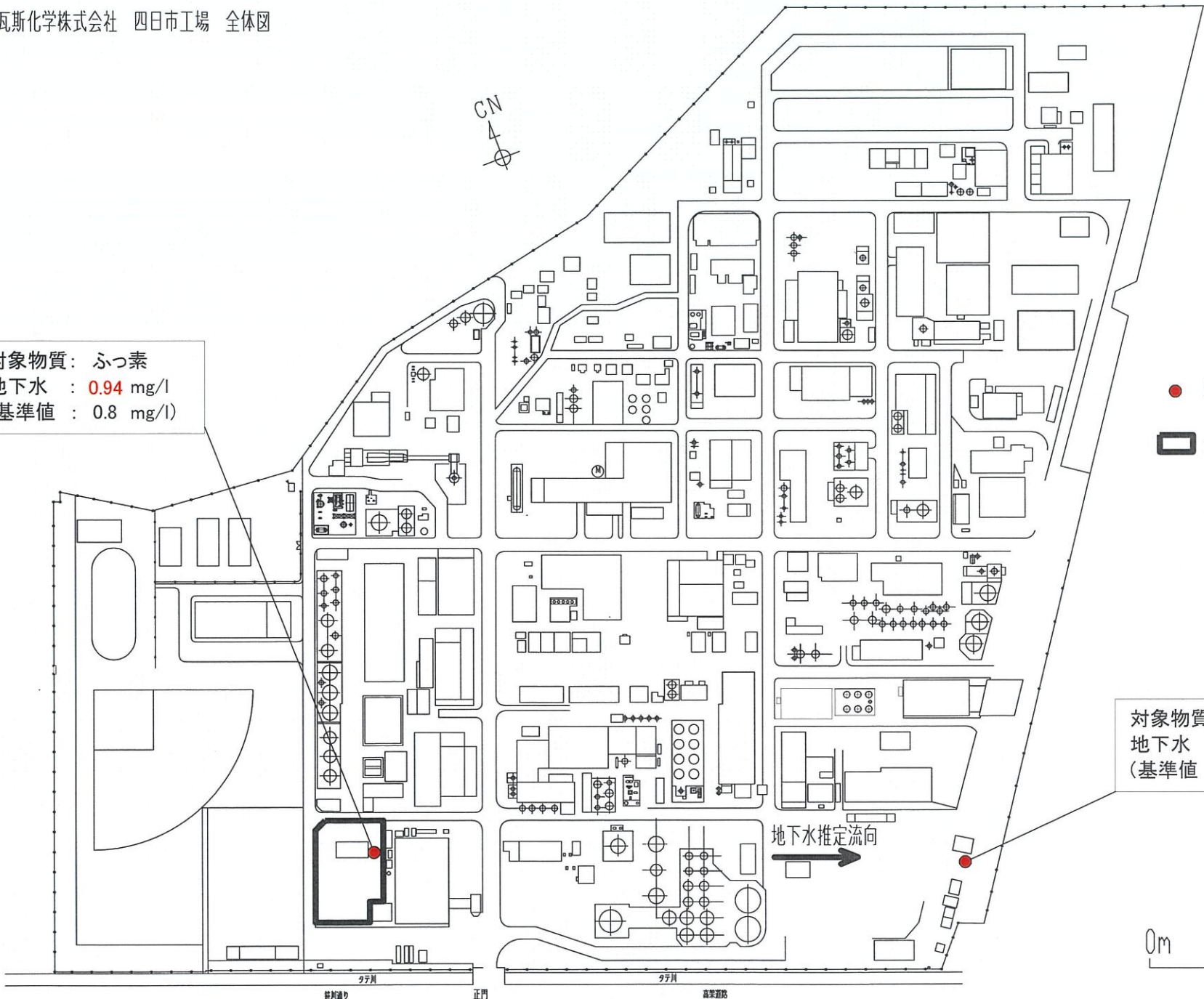
● 地下水汚染発見箇所
■ 土地の形質変更予定地

対象物質：ふっ素
地下水：0.96 mg/l
(基準値：0.8 mg/l)

地下水推定流向



0m 100m

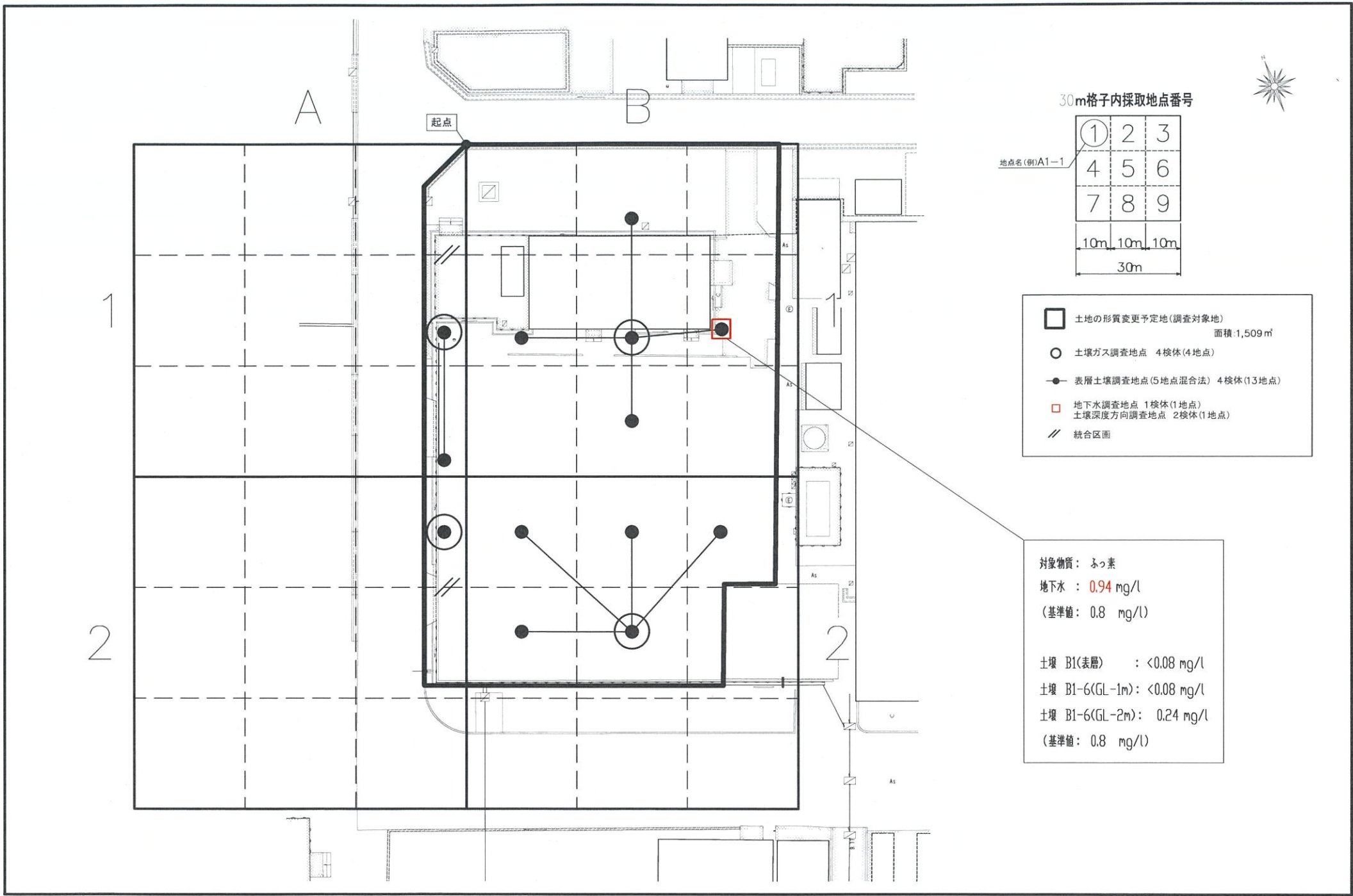


釜川通り

正門

釜川

高梁道路



30m格子内採取地点番号

①	2	3
4	5	6
7	8	9
10m 10m 10m		
30m		

地点名(例)A1-1

- 土地の形質変更予定地(調査対象地) 面積:1,509㎡
- 土壤ガス調査地点 4検体(4地点)
- 表層土壤調査地点(5地点混合法) 4検体(13地点)
- 地下水調査地点 1検体(1地点)
 土壤深度方向調査地点 2検体(1地点)
- 統合区画

対象物質：ふっ素
 地下水：0.94 mg/l
 (基準値：0.8 mg/l)

土壤 B1(表層)：<0.08 mg/l
 土壤 B1-6(GL-1m)：<0.08 mg/l
 土壤 B1-6(GL-2m)：0.24 mg/l
 (基準値：0.8 mg/l)